

## 農業委員及び農地利用最適化推進員を募集します（延長）

### <農業委員会の活動>

上峰町農業委員会では、農業生産力の強化や、農業経営の効率化を目指して、①農地法等に基づいた農地行政の執行、②農地利用の最適化の推進、③農業者への情報提供などの活動を行っています。

	農業委員	農地利用最適化推進員
募集人数	6人	4人
対象者	農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する方 ・担当区域 大字堤……………1人 大字坊所……………1人 大字前牟田……………1人 大字江迎……………1人
資格要件	次の要件をすべて満たす方 (1) 原則、町内に住所を有すること (2) 町の職員ではないこと (3) 次のいずれにも該当しないこと ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 上峰町暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないこと	
受付期間	令和8年3月31日（火）～令和8年4月27日（月）（土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時15分 ※郵送の場合は4月27日の消印有効	
応募方法	上峰町農業委員会事務局（産業課内）に備え付けの推薦届出書又は応募届出書に必要事項を記入し、事務局に提出してください。郵送による応募も受け付けます。 ※推薦・応募届出書は、上峰町ホームページからもダウンロードできます。	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後、上峰町ホームページ及び役場掲示板で公表します。	
委員の任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）	
報酬（年額）	会長……………337,300円 副会長……………286,000円 委員……………259,400円 （上記の金額に、活動及び成果実績に応じて、予算の範囲内で町長が定める金額を加算します）	推進員……………237,240円 （上記の金額に、活動及び成果実績に応じて、予算の範囲内で町長が定める金額を加算します）

【問い合わせ先】 上峰町農業委員会事務局（産業課内）

〒849-0123 上峰町大字坊所 383 番地 1

TEL0952-52-7415